

東かがわ市告示第80号

東かがわ市章の使用に係る取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月24日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市章の使用に係る取扱要綱の一部を改正する告示

東かがわ市章の使用に係る取扱要綱（平成31年東かがわ市告示第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 市章の使用の許可に係る手続は、総務部 <u>戦略情報課</u> において行うものとする。	(庶務) 第8条 市章の使用の許可に係る手続は、総務部 <u>総務課</u> において行うものとする。

附 則

この告示は、令和7年4月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。